

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱

平成28年1月20日27経営第2598号農林水産事務次官依命通知
改正：平成28年4月1日27経営第3213号
平成28年10月11日28経営第1623号
平成29年3月31日28経営第3060号
平成30年2月1日29経営第2878号
平成30年3月30日29経営第3432号
平成31年2月7日30経営第2277号
平成31年3月29日30経営第3014号
平成31年4月1日30経営第3218号
令和元年7月2日元経営第531号
令和2年1月30日元経営第2383号
令和2年3月30日元経営第3160号
令和3年1月28日2経営第2672号
令和4年3月31日3経営第3159号
令和5年3月31日4経営第3009号
令和6年1月4日5経営第2233号

第1 目的

我が国の農業においては、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定及び地域的な包括的経済連携協定（以下「TPP等」という。）の発効等に伴い、関税削減による長期的な影響が懸念される中で、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を兼ね備えた農業経営体を育成・支援することが緊急の課題となっている。

このため、認定農業者が、TPP等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れる農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、金利負担を軽減するための利子助成金の交付を内容とする担い手経営発展支援金融対策事業（以下「本事業」という。）を実施するものである。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、利子助成金の交付に係る事務手続等に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、経営局長の承認を得るものとする。

第3 事業の内容

事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。

1 利子助成対象資金

- （1）平成28年1月20日又は第2により経営局長が事業実施主体を選定した日のいずれか遅い日以降に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金

実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化資金実施要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。）

ただし、以下のア及びイに掲げるものは除く。

ア 基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金

イ 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度（沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度要綱（平成31年3月29日付け府沖振第96号・財政第121-2号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。）の適用を受ける場合

なお、平成30年4月1日以降に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金については、本事業のほか、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業（金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。）の対象となった貸付残高と通算して、20億円までの貸付額についてを利子助成の対象とする。

（2）令和3年1月28日以降に国又は都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の1に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）であって、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第2の1の（1）のアに掲げる者をいう。）に対して融通されるもの

ただし、近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）の内容に合致する資金を除く。

2 対象要件

（1）次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、T P P等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画（以下「経営展開計画」という。）について別記様式第1号を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる者

ア 実質化された人・農地プラン等（農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。以下「実質化プラン」と総称する。）において地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）

イ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）から農用地等（同法第2条第2項に規定する農用地等をいう。）を借り受けた農業者

ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業

経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）

(2) ただし、(1)に定める者が、次のア及びイを満たすことを、園芸施設共済等の加入等及びGFP登録に係る交付要件確認表（別記様式第1の2号。以下「交付要件確認表」という。）により確認ができる場合に限る。

ア 農業保険法（昭和22年法律第185号）第3章第1節第6款に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）の対象となる施設を取得する場合にあっては、自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向があること又は園芸施設共済の対象となる施設を取得しないこと。

イ 経営展開計画に農産物輸出に関する内容を含む場合にあっては、農林水産省が設立しているGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトに登録（以下「GFP登録」という。）していること。

3 実質負担利率の軽減幅

(1) 農業経営基盤強化資金

ア 平成27年度交付決定分の利子助成金の交付事業

貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成要綱」という。）別表第13の1の表中（1）農業経営基盤強化資金の項の実質負担利率の軽減幅の欄に掲げる実質負担利率の軽減幅

イ 平成28年度交付決定分の利子助成金の交付事業

貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、利子助成要綱別表第15の1の表中（1）農業経営基盤強化資金の項の実質負担利率の軽減幅の欄に掲げる実質負担利率の軽減幅

ウ 平成29年度交付決定分の利子助成金の交付事業

貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、利子助成要綱別表第17の1の表中（1）農業経営基盤強化資金の項の実質負担利率の軽減幅の欄に掲げる実質負担利率の軽減幅

エ 平成30年度交付決定分の利子助成金の交付事業

貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、利子助成要綱別表第19の1の表中（1）農業経営基盤強化資金の項の実質負担利率の軽減幅の欄に掲げる実質負担利率の軽減幅

オ 令和元年度交付決定分の利子助成金の交付事業

貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、利子助成要綱別表第21の1の表中（1）農業経営基盤強化資金の項の実質負担利率の軽減幅の欄に掲げる実質負担利率の軽減幅

カ 令和2年度以降の交付決定分の利子助成金の交付事業

貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、利子助成要綱別表第21の1の表中資金の種類のうち、（1）が含まれる欄の項の実質負担利率の軽減幅の欄に掲げる実質負担利率の軽減幅

(2) 農業近代化資金

貸付当初5年間は、貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）

とし、利子助成要綱別表第21の2の表中財政融資資金金利の欄に掲げる利率が0%となるまでの軽減幅

貸付から5年を経過した日から償還終了時までの間（最長10年間）は、貸付金利水準が農業経営基盤強化資金の貸付金利水準となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、利子助成要綱別表第21の2の表中実質負担利率の軽減幅の欄に掲げる実質負担利率の軽減幅

4 利子助成対象期間

- (1) 農業経営基盤強化資金
貸付当初5年間
- (2) 農業近代化資金
償還終了時まで（最長15年間）

5 融資枠

- (1) 農業経営基盤強化資金
7,280億円
- (2) 農業近代化資金
300億円

6 利子助成対象の確認

本措置の対象となる上記2の要件の確認は、株式会社日本政策金融公庫その他の融資機関（以下「融資機関」という。）が融資審査において、経営展開計画及び交付要件確認表により行うものとする。

第4 利子助成金の交付手続

- 1 利子助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関に対して、借入申込を行うに際し、経営展開計画、交付要件確認表及び交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。
- 2 融資機関は、貸付けの決定後速やかに、事業実施主体に対し、1の委任状に基づき交付希望者に代わって、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付申請書、第3の6で要件確認した経営展開計画及び交付要件確認表の写し並びに貸付けの決定の内容を記載した書類を提出するものとする。
事業実施主体は、利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、その旨を交付規程の定めるところにより交付希望者に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、貸付けの実行後速やかに、事業実施主体に対し、交付規程の定めるところにより実行の内容を記載した書類を提出するものとする。
- 4 融資機関は、2により利子助成金の交付の決定の通知を受けた交付希望者（以下「交付対象者」という。）の利払期に応じて、事業実施主体に対し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付を申請するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

第5 利子助成金の交付の停止及び返還

- 1 事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又

は一部について、交付対象者から返還させることができるものとする。

- (1) 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
 - (2) 融資機関が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき
 - (3) 交付対象者が融資機関に対し利息の支払の期限到来後1年を経過して、なお、利息の支払をしなかったとき
 - (4) 交付対象者が農業経営基盤強化促進法第13条第2項の規定により農業経営改善計画の認定を取り消されたとき
 - (5) 実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者が、地域の中心となる経営体に位置付けられなかったとき
 - (6) その他農林水産大臣の承認を受けて事業実施主体が別に定める事由が生じたとき
- 2 事業実施主体は、前項の規定により、交付対象者に利子助成金の返還をさせた場合は、当該利子助成金を国に納付するものとする。

第6 経営発展支援基金の運用管理

事業実施主体は、次の方法により経営発展支援基金に属する資金を運用するものとする。

- (1) 金融機関への預金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）
- (3) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の保有

第7 指導監督

- 1 農林水産大臣は、事業実施主体の事業の実施に関し指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金に関する基準」という。）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第8 報告等

- 1 事業実施主体は、平成27年度以降毎年度、別記様式第2号により、経営発展支援基金の管理及び本事業の実施に係る計画を定め、当該年度開始前に農林水産大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 2 事業実施主体は、平成27年度以降毎年度、別記様式第3号により、経営発展支援基金の管理及び本事業について、実績報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、1の実施計画を変更しようとする場合には、別記様式第4号による実施計画変更承認申請書を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 事業実施主体は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、その理由と経営発展支援基金の運用管理及び本事業の遂行状況を

記載した書類を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 5 事業実施主体は、本事業が完了した場合には、別記様式第5号により事業完了実績報告書を作成し、当該事業が完了した日から3か月以内に農林水産大臣に提出するものとする。
- 6 事業実施主体は、本事業が完了したときにおいて、経営発展支援基金に残額が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。

第9 区分経理等

事業実施主体は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

第10 他用途使用の禁止

経営発展支援基金は、本事業以外の用途に使用してはならない。

第11 国の補助等

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、経営発展支援基金の造成に要する経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第12 その他

- 1 事業実施主体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、本事業の概要、本事業を終了する時期、本事業の目標、申請方法及び審査基準を基金造成後速やかに公表しなければならない。
- 2 事業実施主体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（基金に関する基準中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。以下同じ。）、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度を、当該年度終了後3か月以内に農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知）第21による報告を行った場合は、これをもって本報告に代えることができるものとする。
- 3 事業実施主体は、基金の額が本事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

附 則 （平成28年1月20日27経営第2598号）

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 平成27年度の本事業及び経営発展支援基金の運用管理に関する管理計画の提出については、第8の1の規定にかかわらず、この通知の施行後10日以内とする。

附 則 （平成28年4月1日27経営第3213号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知の施行前に貸付決定された農業経営基盤強化資金については、なお従前の例による。

附 則 （平成28年10月11日28経営第1623号）
この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則 （平成29年3月31日28経営第3060号）
この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年2月1日29経営第2878号）
この通知は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日29経営第3432号）
この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年2月7日30付け経営第2277号）
この通知は、平成31年2月7日から施行する。

附 則 （平成31年3月29日30付け経営第3014号）
この通知は、平成31年4月1日から施行する。

- 附 則 （平成31年4月1日付け30経営第3218号）
- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の第3の2の対象要件に該当する交付希望者であって、平成32年1月31日までに貸付決定を受けたものに対する本要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
 - 3 この通知による改正前の第3の2の対象要件に該当するとして利子助成金の交付対象者となった者に対する第5の1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年7月2日付け元経営第531号）
この通知は、令和元年7月2日から施行する。

附 則 （令和2年1月30日付け元経営第2383号）
この通知は、令和2年1月30日から施行する。

附 則 （令和2年3月30日付け元経営第3160号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

- 附 則 （令和3年1月28日付け2経営第2672号）
- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
 - 2 この通知の施行の際現に第4の2により利子助成金の交付決定を受けている者に対する本要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
 - 3 この通知による改正前の第3の2の対象要件に該当する交付希望者であって、令和3年2月28日までに、この通知による改正前の第3の1の利子助成対象資金の貸

付決定を受けたものに対する本要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

- 4 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別記様式2号から5号まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 5 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和4年3月31日付け3経営第3159号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現に第4の2により利子助成金の交付決定を受けている者に対する本要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和5年3月31日付け4経営第3009号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年1月4日付け5経営第2233号）

この通知は、令和6年1月5日から施行する。

経営展開計画 (兼取組確認表)

農業協同組合	}	御中
信用農業協同組合連合会		
農林中央金庫		
銀行		
信用金庫		
信用協同組合		
株式会社日本政策金融公庫		
沖縄振興開発金融公庫		

年 月 日

住所
氏名

該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 <input type="checkbox"/> 目標地図に位置付けられた者 <input type="checkbox"/> 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者
T P P等の発効に伴い想定される農業経営への影響	
上記に対応するために行う取組内容	(農産物輸出に関する内容 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)
取組内容の概要及び目標	
確認資料	
確認結果 (融資機関が記入する)	適 ・ 否

上記計画は、担い手経営発展支援金融対策事業に基づく利子助成金の交付が前提となっているので、同措置について、代理申請をお願いします。

(記入例)

経営展開計画（兼取組確認表）

農業協同組合	支店 店 店 店 支店 支店	御中
信用農業協同組合連合会		
農林中央金庫		
銀行		
信用金庫		
信用協同組合		
株式会社日本政策金融公庫		
沖縄振興開発金融公庫		

年 月 日

住所
氏名

該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 <input type="checkbox"/> 目標地図に位置付けられた者 <input type="checkbox"/> 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者
TPP等の発効に伴い想定される農業経営への影響	(記入例A) 輸出相手国の段階的な関税撤廃に伴う〇〇〇〇輸出機会の拡大 (記入例B) 段階的な関税撤廃による外国産〇〇〇〇の輸入増大に伴う△△△△の国産生食用の需要減 (記入例C) 段階的な関税撤廃による外国産〇〇〇〇肉の輸入増大に伴う枝肉価格の低下 (記入例D) 段階的な関税撤廃による外国産〇〇〇〇の輸入増大に伴う市場価格の低下
上記に対応するために行う取組内容	(記入例A) 輸出への取組 (記入例B) 加工・販売事業への取組 (記入例C) 増頭による経営規模の拡大 (記入例D) 低コスト化への取組 (農産物輸出に関する内容 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)
取組内容の概要及び目標	(記入例A) 来年から本格的に輸出事業に取り組むため、出荷前の製品を保管するための倉庫をスーパーL資金及び貸付当初5年間の利子助成（農業近代化資金及び利子助成）を利用して新設する。 これにより、5年後の売上高を15%増加（〇年比）することを目指す。 現状：●●（千円）→目標：令和〇〇年：●●（千円） (記入例B) 新たに△△△△の加工・直売に取り組むため、加工場兼直売所をスーパーL資金及び貸付当初5年間の利子助成（農業近代化資金及び利子助成）を利用して建設する。 これにより、5年後の売上高を30%増加（〇年比）することを目指す。 現状：●●（千円）→目標：令和〇〇年：●●（千円） (記入例C) これまででも計画的に順次〇〇〇を増頭してきたが、更なる経営安定を図るため、スーパーL資金及び貸付当初5年間の利子助成（農業近代化資金及び利子助成）を利用して75頭増頭する。 これにより、経営規模が1.5倍（150頭→225頭）になり、5年後の売上高を30%増加（〇年比）することを目指す。 現状：●●（千円）→目標：令和〇〇年：●●（千円） (記入例D) 生産コストを削減するため、スーパーL資金及び貸付当初5年間の利子助成（農業近代化資金及び利子助成）を利用して〇〇〇〇収穫機械を導入し、経営費を10%圧縮（〇年比）することを目指す。 現状：●●（千円）→目標：令和〇〇年：●●（千円）
確認資料	(記入例A) 倉庫の設計書、見積書等 (記入例B) 加工場兼直売所の設計書、見積書等 (記入例C) 見積書等 (記入例D) 省力化機械の契約書等
確認結果 (融資機関が記入する)	適・否

上記計画は、担い手経営発展支援金融対策事業に基づく利子助成金の交付が前提となっているので、同措置について、代理申請をお願いします。

収支計画（個人）

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標（5年目）
農業粗収入						
記入例 水 稲	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
作業受託収入						
その他（ ）						
農業経営費						
原材料費						
施設・機械費	うち減価償却費					
出荷販売経費						
雇用労賃						
支払利息						
支払地代						
その他						
農業所得						
農外所得						
年金被贈等						
農家総所得						
家計費						
租税公課						
償還財源						
償還金（元本）						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						
農業負債（短期）						
農業負債（長期）						
農外負債						
計						

※ 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日経営第1704号農林水産事務次官依命通知）別紙1の(1)により、経営改善資金計画書を作成されている方は、省略できます。

収支計画（法人）

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標（5年目）
売上						
記入例 水 稲	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
その他（ ）						
売上原価						
期首商製品棚卸高						
当期商品仕入高						
当期製品製造原価						
	材料費					
	労務費					
	賃借料					
	その他経費					
	（減価償却）					
期末商製品棚卸高						
売上総利益						
販売費・一般管理費						
	役員報酬					
	その他人件費					
	出荷販売経費					
	減価償却費					
営業利益						
営業外利益						
営業外費用						
	支払利息					
経常利益						
税引前当期利益						
法人税等充当額						
税引後当期利益						
償還財源						
償還金（元本）						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						
農業負債（短期）						
農業負債（長期）						
農外負債						
計						

※ 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日経営第1704号農林水産事務次官依命通知）別紙1の(2)により、経営改善資金計画書を作成されている方は、省略できます。

別記様式 第1の2号（第3の2関係）

園芸施設共済等の加入等及びG F P登録に係る交付要件確認表
(担い手経営発展支援金融対策事業)

農業協同組合		御中
信用農業協同組合連合会		
農林中央金庫	支店	
銀行	店	
信用金庫	店	
信用協同組合	店	
株式会社日本政策金融公庫	支店	
沖縄振興開発金融公庫	支店	

年 月 日

住所
氏名

担い手経営発展支援金融対策事業に基づく利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり交付要件確認に必要な事項を提出いたします。

記

1. 園芸施設の取得及び園芸施設共済等への加入に関する事項

以下のいずれかで該当するものにチェック

- 今回、借入申込みを行う内容に園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス（※1）。以下同じ。）の取得が含まれており、当該園芸施設に関して、自然災害に備えた園芸施設共済等（※2）に加入する予定です。

※1 農業用ハウス（類型）

ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

※2 農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

- 今回、借入申込みを行う内容に園芸施設の取得は含まれません。

2. G F P登録に関する事項

経営展開計画に農産物輸出に関する内容を含む場合のみ、以下のいずれかにチェック

- G F P登録（※3）をしています（申請中の場合を含む。）。

- G F P登録をしていません。（本事業対象外となります。）

※3 G F P登録の概要及び登録方法：

G F Pとは農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいいます。農林水産省では、農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等へのサポートと、生産者・事業者等相互の連携を図るために「G F Pコミュニティサイト」を立ち上げ、同サイトに登録した者を対象に、専門家とともに「輸出の可能性」診断等を実施しています（登録無料）。

G F P登録は、農林水産省のHPに記載されている、G F P登録の専用ページに必要な事項を入力していただくことで登録できます。

別記様式 第2号 (第8の1関係)

令和 年度 担い手経営発展支援基金事業実施計画書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名・代表者名

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱第8の1の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。

記

1 経営発展支援基金の管理計画

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 基金増減	
(1) 期首基金残高	
(2) 基金造成額	
(3) 基金取崩し額	
(4) 差引基金残高(A)	
2. 収入支出	
(1) 収入	
① 前期繰越金	
② 補助金収入	
③ 基金運用収入	
④ 基金取崩し	
⑤ その他収入	
収入合計(B)	
(2) 支出	
① 基金造成費	
② 利子助成金	
③ 事務費	
④ 事業費	
⑤ その他支出	
支出合計(C)	
(3) 次期繰越金(D=B-C)	
3. 基金勘定運用残高	
期末基金残高(A)	
次期繰越金(D)	
合 計	

2 利子助成金交付事業計画

(単位：千円)

区 分	助成対象 資金貸付 計画額	助 成 対 象 資 金 貸 付 金 残 高				利子助成金交付額
		期首貸付金残高 ①	貸付実行額 ②	貸付回収金 ③	期末貸付金残高 ①+②-③	
農業経営 基盤強化資金						
農業近代化 資金						
計						

3 経営発展支援基金運用計画

(基金運用平均残高)

千円 ×

(平均運用利回り)

% =

(基金運用益収入)

千円

4 添付書類

経営発展支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業に関する事業計画書、収支予算書、当該事業年度以降の利子助成金交付事業完了予定年度までの経営発展支援基金の運用見込書、保有割合、保有割合の積算根拠並びに業務方法書

別記様式 第3号 (第8の2関係)

年度 担い手経営発展支援基金事業実績報告書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名・代表者名

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱第8の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 経営発展支援基金の管理実績

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 基金増減	
(1) 期首基金残高	
(2) 基金造成額	
(3) 基金取崩し額	
(4) 差引基金残高(A)	
2. 収入支出	
(1) 収入	
① 前期繰越金	
② 補助金収入	
③ 基金運用収入	
④ 基金取崩し	
⑤ その他収入	
収入合計(B)	
(2) 支出	
① 基金造成費	
② 利子助成金	
③ 事務費	
④ 事業費	
⑤ その他支出	
支出合計(C)	
(3) 次期繰越金(D=B-C)	
3. 基金勘定運用残高	
期末基金残高(A)	
次期繰越金(D)	
合 計	

2 利子助成金交付事業実績

(単位：千円)

融資機関	助成対象資金名	助成対象 資金貸付 決定額	助成対象資金貸付金残高				利子助成金交付額
			期首貸付金残高 ①	貸付実行額 ②	貸付回収金 ③	期末貸付金残高 ①+②-③	

3 経営発展支援基金運用実績

(基金運用平均残高)

(平均運用利回り)

(基金運用益収入)

千円 ×

% =

千円

4 添付書類

収支計算書、正味財産増減報告書、貸借対照表、財産目録並びに監査報告書

別記様式 第4号（第8の3関係）

年度 担い手経営発展支援基金事業実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名・代表者名

年 月 日付け 経営第 号で承認の通知があった上記の実施計画について、下記のとおり変更したいので、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱第8の3の規定に基づき承認を申請する。

記

- 1 計画変更理由
- 2 変更後実施計画

別記様式 第5号 (第8の5関係)

担い手経営発展支援基金に係る利子助成金交付事業完了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名・代表者名

上記の事業について、担い手経営発展支援基金に係る利子助成金交付事業が完了したので、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱第8の5の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 利子助成金交付事業の完了年月日

2 利子助成金交付事業の実績

(1) 収入支出

(単位：千円)

(収入) 補助金(基金造成額) 基金運用収入		(支出) 利子助成金 事務費 事業費	
その他収入		その他支出	
合計		合計	
		(差引基金残高)	

(2) 事業実績 (利子助成金関係)

(単位：千円)

利子助成対象資金名	対象資金貸付額		利子助成金額
	件数	金額	

注) 付表として年度別内訳表、融資機関別内訳表を添付のこと。

3 残余財産目録

注) 預金等については残高証明書(写)を添付のこと。